

## 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員と取締役社長で構成する指名・報酬委員会を設置しています。その審議結果を踏まえ、取締役会において、取締役の報酬等の決定に関する方針を決定しています。

### ●取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額 600 百万円以内です。

（2015 年 6 月 16 日開催 第 43 回定時株主総会決議）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。基本報酬の一部は経常利益などの当社業績と連動し、臨時報酬はさらにファンドパフォーマンスも勘案して金額を決定します。

その水準は、ボラティリティーが極めて高いベンチャー・バイアウト投資ファンドの投資運用会社として、運用資産額および運用結果としての会社業績を反映させ、優秀な人材を確保するのにふさわしいものにします。

#### （基本報酬）

基本報酬については、役職及び在職年数等により決定する部分と当社の業績に連動して決定する部分があります。基本報酬の業績連動部分の水準は、短期業績を反映し、直前期の当社の利益水準およびその内容を過去の実績と比較したうえで、5段階評価で決定いたします。基本報酬のうち業績に連動する部分の標準的な割合は概ね 20%であり、当該部分が上記 5段階評価により±30%の範囲で変動します。

#### （臨時報酬）

臨時報酬については、利益水準のほか、含み益や中長期的な経営の重要指標であるファンドパフォーマンスの状況などを前年と比較し、報酬水準の対前年比増減率を決定します。そのうえで、各取締役の支給額は、職責および貢献度等を基に決定します。著しく業績が悪化した場合等は支給しないこともあります。

### ●監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬限度額は年額 300 百万円以内です。（2015 年 6 月 16 日開催 第 43 回定時株主総会決議）

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、業績連動部分がない基本報酬のみとし、臨時報酬の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保します。

当社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定せず、監査等委員である独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定します。監査等委員である取締役の報酬水準は、こうした経営の重要な意思決定への関与や、業務執行の監督という職責を勘案して設定します。

以上